

2002年度 政策制度要請 埼玉県回答

回答評価 : 前進 : 一部前進 x : 前進せず 今後の方向性 A : 完了 B : 継続・再検討 C : 断念

- A : 完結 - B : 前進はしているものの今後引き続き新たな要素等をふまえ再要請を検討。

- B : 一部の前進は見られるものの引き続き施策の進捗状況を見極めつつ再要請。 - C : 一定の前進があると判断するが現状では実現性が乏しい。

x - B : 新たな視点と切り口から再検討が必要。 x - C : 現状では無理と判断。

- A : 4項目 - B : 4項目 - B : 6項目 x - B : 2項目

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>・総合経済・産業政策</p> <p>1. 「彩の国5か年計画21」で掲げる、県内産業の新たな成長をめざす諸施策を具現化するため、本庄地方拠点都市地域、さいたま新産業拠点都市地域、さいたま新都心地域を中心に、「彩の国・経済特区制度」を設け、ヒト・モノ・カネを一元的に集中する支援・育成システムを確立すること。</p> <p>また、支援・育成システムのプログラム策定にあたっては、産・官・学・労の関係諸団体の代表者、および県内有力企業の経営者等で構成する「彩の国・新産業創造会議（仮称）」を設置すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>(1) グローバル化の一層の進展に伴う、製造業を中心とした生産拠点の海外シフトによる県内産業の空洞化現象に対応するため、新規成長分野の新たな産業育成と国際比較優位の新技术・新商品を研究・開発する、創造的中堅・中小企業の支援・育成が極めて重要な産業施策となっている。</p> <p>(2) 一方、埼玉県は「本庄国際リサーチパーク構想」、「SKIPシティ構想」、「さいたま新都心」や「ものづくり大学」の立地など、他の都道府県に勝るとも劣らない、新たな産業集積となるインフラ整備が促進され、21世紀の埼玉県の産業基盤の確立に向けたポテンシャルが一段と高まっている。</p>	<p>(総合政策部改革政策局)</p> <p>現在の厳しい経済環境を踏まえ、規制改革を通じた構造改革を進めることにより、経済の活性化を図るため、昨年7月、国は、規制改革を加速する新たな仕組みとして、構造改革特区制度の創設を決定しました。</p> <p>これを受け、本県としては、昨年8月、7つの特区構想を提案したところです。このうち、産業振興関連については、県内の主要プロジェクトを基盤として研究開発の連携や新産業の創出を図ることを目指した、さいたま新都心における「産学連携研究特区」、むさしの研究の郷における「研究開発・流通特区」、SKIPシティにおける「映像関連産業集積特区」、本庄地方拠点都市地域における「環境系・情報系研究、新産業創出特区」を提案いたしました。</p> <p>その後、昨年12月に構造改革特別区域法が成立し、本年1月には構造改革特別区域基本方針が定められるなど、特区制度の概要が明らかになったところです。</p> <p>県内産業の新たな成長のためには、整備が進みつつある新たな産業拠点を活かして、将来の埼玉を担う新たな産業の育成や本県産業の大部分を占める中小企業への支援を進めることが重要であります。これからも、県内産業の振興を目指して、今後明らかになる特区制度の詳細を踏まえつつ、埼玉の特性を活かした特区構想について、さらなる検討を進めて参ります。</p>	<p style="text-align: center;">- B</p> <p>本年3月に策定された「彩の国産業振興・雇用創出戦略」に本要請の考え方が盛り込まれていることから、施策展開の進捗状況を見極めつつ、今後の要請について検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(3) 今後の課題は、このような産業基盤をどう有効的に活用し、新産業の育成やベンチャー企業が多数生まれる産業施策をどう展開していくかにある。このため、国の経済特区支援制度に依存するものでなく、拠点産業都市を中心に埼玉県独自の経済特区制度を導入するとともに、一元的かつ集中的な育成・支援施策をコーディネートし、埼玉県の経済・産業活性化ビジョンを具現化していくことが求められている。</p> <p>(4) 連合埼玉が2001年(平成13年)4月に、組合員を対象に実施した「埼玉県政と地域生活に関する意識調査」の集計結果でも、県行政が重点的に取り組むべき施策課題の第1位は「総合的な経済・産業振興対策」であり、地域経済の活性化対策は、勤労県民の雇用安定と雇用創出の上でも極めて重要な施策課題であることが改めて浮き彫りになっている。</p>	<p>(労働商工部産業企画課)</p> <p>今後、SKIPシティや本庄地方拠点都市地域、さいたま新都心などを核として新しい産業集積(産業クラスター)を形成していきたいと考えています。</p> <p>現在、県内企業、大学、研究機関等を対象として、新しい産業の芽となる技術や産学連携の実態について、基礎調査を実施しているところです。この調査結果を踏まえて、平成15年度、情報通信・映像、環境、新製造技術などの産業分野を想定し、SKIPシティや本庄地方拠点都市地域などを核とした新たな産業集積形成のための計画を策定する予定です。</p> <p>計画策定に当たっては、検討チームを設ける予定で、産業界、労働界、学識者にも参加していただきたいと考えています。また、産業クラスターの形成を進めていくため、産・労・学の各界の参加による全県的なネットワークも構築していく予定です。</p>	
<p>2. 県経済と県内中小企業の活性化・発展に向けたガイドラインとして、「彩の国・中小企業白書(仮称)」を年度ごとに策定すること。</p> <p>また、白書の策定に際しては、関係部局および関係諸団体、学識経験者等で構成する「白書策定委員会」を設けること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>(1) 県は毎年、「彩の国・労働と商工」を発刊し、埼玉県の各種商・工業統計調査を明らかにしているが、率直に言って関係諸団体と一部県民のみの活用でその利用率は必ずしも高いとはいえない現状にある。</p> <p>しかし、各種統計調査には今後の埼玉県のあるべき施策方向を示唆する数値や、改善・改革すべき多くの課題が提起されており、問題はこれらの統計調査結果をどう有効活用していくかである。</p> <p>(2) 国も1999年(平成11年)の中小企業基本法の抜本改正に伴い、中小企業白書の構成を、従来の統計結果の解説に止まらず、中小企業の育成を柱とした具体的なテーマに基づいたガイドライン的要素を持つ内容に改善していることも踏まえ、県内中小企業の支援・育成指針と個々の中小企業の経営目標となる、埼玉県版中小企業白書を年度ごとに策定することが望まれる。</p>	<p>(労働商工部産業企画課)</p> <p>平成13年度まで、毎年「彩の国労働と商工」という冊子を発行していましたが、その内容は、統計的なデータが中心で、インターネットが普及した現在、県民の皆さんが各種統計資料を手軽に入手可能になったこと、さらには費用対効果なども勘案し、当冊子の発行を休止しました。</p> <p>平成15年度においては、関係部局の職員に加えて、産・労・学の各界の有識者にも参加をいただき、いくつかのテーマごとに中小企業対策、雇用対策に係わる施策を具体化していくための「雇用・産業アドバイザー制度」を創設する予定です。</p> <p>今後、このアドバイザー制度を活用し、関係団体、学識経験者等から県内経済の実態や中小企業の振興に関する御意見をいただいてまいりたいと考えています。さらに、現在策定中の「彩の国産業振興・雇用創出戦略」において、県内中小企業の活性化・発展に向けた中期的なガイドラインをお示しする予定ですが、各年度ごとに内容の評価、見直しを行い、県民の皆様の御意見を十分に反映した計画の推進を図ってまいります。</p>	<p>- B</p> <p>要請の「彩の国・中小企業白書(仮称)」の策定は実現できなかったが、本年3月に策定された「彩の国産業振興・雇用創出戦略」に本要請の考え方が盛り込まれていることから、施策展開の進捗状況を見極めつつ、今後の要請について検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>・ 雇用・労働政策</p> <p>1. 地方自治法施行令第167条の10第2項の発令により、県の委託業務全般に最低制限価格を設けること。</p> <p>< 要請の根拠 ></p> <p>県が発注するビルメンテナンスなどの契約価格は競争入札となっているため、極端に言えば1円落札も可能である。最低働く人への賃金や社会保険料、事業運営に関わる費用が必要であり、そこで働く労働条件は必然的に劣悪な労働条件になってしまう。また、契約会社が替わった途端、今まで契約されていた会社の従業員は解雇されてしまう現状があり大きな社会問題となっていた。この問題を解決するため、連合を中心として運動を展開した結果、本年3月25日の地方自治法施行令第167条の10第2項の発令により労働基準法を守る公正な取引関係が生まれる。</p>	<p>(総務部管財課)</p> <p>管財課で発注する清掃等委託業務については、政府調達に関する協定の適用を受ける契約であるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第9条の規定により、最低制限価格を設定することはできません。</p> <p>(教育局管理部財務課)</p> <p>財務課で発注する清掃等委託業務については、「政府調達に関する協定(WTO)」の適用を受ける契約であるため、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第9条」の規定により、最低制限価格を制定することはできません。</p>	<p>× - B</p> <p>現状では、政令第9条の関係から、設定は難しいと考え断念せざるを得ない。</p> <p>しかし、法改正も視野に入れ連合本部とも連携を取りながら新たな検討課題とする。</p>
<p>・ 交通政策</p> <p>1. LRT(ライト・レール・トランジット)方式の新交通システムを「彩の国交通需要マネジメント行動計画」に加えること。</p> <p>< 要請の根拠 ></p> <p>連合埼玉が実施した、「埼玉県政と地域生活に関する意識調査」で、「交通機関・道路網の整備を望む」が44.6%と大変高いニーズであった。「彩の国5か年計画」でも、交通に関するハード、ソフトにわたる施策が計画されている。しかし、多くの県民が望んでいるにもかかわらず交通政策の課題解決には時間がかかり、課題解決のスピードアップが望まれており、県民が参加し共に考え行動する施策「彩の国交通需要マネジメント行動計画」の実効性をさらに高める必要がある。</p> <p>LRT(ライト・レール・トランジット)は、障害者やお年寄りを含めすべての利用者に優しいユニバーサルデザインの公共交通機関であり、中心市街地の交通渋滞や排気ガス、騒音等の公害問題の解決にもつながるものである。LRTを「彩の国交通需要マネジメント行動計画」の重点施策に加えることにより、活気あるまちづくりに貢献できる。</p>	<p>(総合政策部交通政策課)</p> <p>渋滞による経済的な損失の削減や環境問題に対応し、人と環境にやさしい交通体系の実現を図っていくためには、鉄道や道路などの交通基盤の整備と並行して、自動車の効率的な利用や、公共交通等への利用転換などの交通需要マネジメントを推進していくことが大切です。</p> <p>県では、県民、行政、交通事業者が協同して交通需要マネジメントを推進していくに当たっての指針となる者として、交通需要マネジメント行動計画を策定しました。</p> <p>この計画の対象は、既存の交通基盤の活用を前提としたソフト施策であり、道路や鉄道などの交通基盤の整備は対象としておりません。</p> <p>LRTにつきましては、市街地における定時制が確保されるなど交通需要マネジメントの推進にとって有効な交通手段であると認識しておりますが、計画の性格上加えることは困難であることをご理解願います。なお、現在のところ、埼玉県内にはLRTが整備されている地域はございません。</p> <p>平成12年1月の運輸政策審議会答申で、大宮～さいたま新都心～埼玉スタジアム2002の区間について、LRTを含む「中量軌道システム」による整備を検討すべき路線と位置付けられており、現在、整備手法、導入システム等について、さいたま市とともに検討を行っているところでございます。</p>	<p>- B</p> <p>LRTについては、「中量軌道システム」の検討内容を確認し、今後の対応を検討する。</p> <p>また、「交通需要マネジメント行動計画」についても、既存の交通基盤を活用した、ソフト施策のみであることから、施策の内容と進捗状況を確認し、今後の対応を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>・環境政策</p> <p>1. 2003年(平成15年)秋に開始予定の家庭系パソコンリサイクルの回収・再資源化の実効性を高めるため、以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 市町村と連携して消費者(県民)に対する家庭系パソコンリサイクルの周知を図るため広報活動とともに研修会を開催すること。</p> <p>(2) リユース(再使用)については個人データの流出を防止するため中間処理業者へのチェック機能システムを整備・構築すること。</p> <p>(3) 県民へのリユースにはNPO団体等の積極的な活用を図ること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>(1) 家庭系パソコンリサイクルについては、2003年(平成15年)秋に開始の見通しとなっている。経済産業省が本年3月に発表した報告書「家庭系使用済みパーソナルコンピューターの回収・再資源化推進のための方策について」によると家庭系パソコンの現状は、保有台数は2000年度で2千149万7千台と推定され、普及率は50.1%に達している。</p> <p>また、家庭系使用済みパソコンの排出量は、2001年(平成13年)度で9千トン程度と推定され、2006年(平成18年)度には2万トンを超え、十数年後には現在の約8倍に達するものと推定され、電気電子機器中、家電4品目に次ぐ排出量となり、粗大ゴミ中に占める割合は、家電4品目中の約1割に相当する4.9%程度まで拡大するものと予想される。</p> <p>(2) 現在、使用済みの家庭系パソコンは、自治体により「ゴミ」として処理されており、デスクトップ型は、多くの自治体で「粗大ゴミ」として処理されており、「不燃ゴミ」扱いは約2割、ノートブック型については、「粗大ゴミ」「不燃ゴミ」扱いがほぼ同じ割合となっている。</p> <p>(3) 今後、制度実施にあわせて家庭系パソコン(規販品)について、自治体による粗大ゴミの回収が並存等する中で不法投棄に対する対応を含め、家電製品の中でもリデュース、リユ</p>	<p>(環境防災部廃棄物政策室)</p> <p>(1) 家庭系パソコンのリサイクルについては、県ホームページの活用に加えて、市町村と連携した県民への周知を実施するほか、七都県市廃棄物問題検討委員会による広報を検討してまいります。</p> <p>(2) パソコンに蓄積された個人データについては、一義的には、所有者が排出時に責任を持って消去すべきものと考えますが、リユースの一端を担う中間処理業者において、個人データの流出防止策を講じるべきとの意見を、機会を捉えて国などに伝えてまいります。</p> <p>(3) 県ホームページにおいて、リサイクル活動団体等の紹介を行っておりますので、家庭系パソコンのリサイクルに取り組むNPO等についても紹介してまいります。</p>	<p>- B</p> <p>ホームページの広報について、具体的対策へと改善された。市町村との連携およびNPO等の活用については、具体性が見えない。以上、政府のパソコンリサイクル法が決定しないと埼玉県として行動できない状況となっている。今後は、パソコンリサイクル法審議会の進捗状況、政府(環境省、経済産業省)の状況を見ながら、再度、政策制度要請を行なう。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>ース、リサイクルが可能なパソコンの実効ある回収に向けて消費者（県民）に対する周知、広報を進めることが必要とされている。</p> <p>特にリユースについては、中古市場が拡大しつつあるが自治体としてもリユースの拡大を進めインターネットに代表されるIT社会（情報通信技術社会）の「電子県庁」を構築するため、低所得者・高齢者等への活用を図るとともに、中間処理業者のチェック機能（個人データ流出防止）が課題となっている。</p>		
<p>2．環境にやさしい消費行動として「グリーン購入法」の実効性を高めるため、以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 環境負荷の少ない製品の購入拡大に向けた広報活動を図ること。</p> <p>(2) 県自ら積極的に購入を進めるとともに、各市町村へも積極的購入を進めること。</p> <p>(3) 義務教育における環境教育の一層の充実を図ること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>(1) 埼玉県総務部消費生活課の報告書「環境にやさしい消費生活に関する意識・行動調査」によると、『環境問題への関心』では、「地球温暖化」(57.9%)「化学物質の危険性」(50.5%)「ごみ問題の深刻化」(47.5%)の回答が上位を占めている。また、商品を購入する時に、環境への配慮をしますかの問いには7割近くが「意識する」と答えている。</p> <p>一方、『環境にやさしい消費行動の今後の方向について』では、「グリーン購入法が施行されたことを知っているか」の問いには、「知らない」(61.3%)「内容は知らないが、施行されたことは知っている」(30.9%)「内容まで知っている」(5.8%)という回答となっている。</p> <p>(2) 埼玉県環境防災部ダイオキシン対策室の報告書「埼玉県ダイオキシン類削減推進行動計画」では、県民によるダイオキシン類削減のための取り組みとして、「ごみの減量化」の一つとして「ごみをつくらない」ため、ごみの発生抑制につながるライフラインへ転換を図るとともに、環境に配慮した暮らし方では、消費者が環境負荷の少ない製品を購入することを薦めている。</p>	<p>(総務部消費生活課)</p> <p>(1) 平成14年度については、情報紙「彩の国くらしレポート」(年6回、各3万部発行)や消費生活課ホームページで周知し、また、啓発パンフレット「グリーンコンシューマーになろう」(1万部)の作成及び、環境に関する消費者講座を開催することにより、環境にやさしい消費行動やグリーン購入法について幅広く県民へ周知を行っています。</p> <p>平成15年度についても引き続き、情報紙、ホームページ、啓発パンフレット及び、消費者講座を通じての広報活動を行います。また、平成15年2月に生活科学センターが開設することから、展示施設での広報や、新規に配信するメールマガジンを通して、より多くの県民に対し、グリーン購入法の周知など環境負荷の少ない製品の購入拡大に向けた広報活動に努めていきたいと考えています。</p> <p>(環境防災部環境推進課)</p> <p>(2) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」いわゆる「グリーン購入法」が施行されたことを受け、平成14年3月に「埼玉県グリーン調達推進方針」を定め、同年4月から県の各機関で調達する紙、文具、家電製品等14分野91品目について、グリーン調達を進めているところです。</p> <p>県としましては、県の収集したグリーン購入に関する各種情報を積極的に提供するなどの支援を行って、各市町村で調達方針の策定が進むよう努めてまいります。</p>	<p>- B</p> <p>広報活動については、前進が見られる。新規のメールマガジン広報の効果を確認して今後の対応を検討する。</p> <p>- A</p> <p>積極的にグリーン調達を進めていると判断する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>安心して暮らせる循環型社会を築き、「環境優先・生活重視」の埼玉県を目指すため、環境への負荷が少ない製品購入の必要性を県民に周知し、環境にやさしい商品の購入を広げて行くことが求められている。</p>	<p>(教育局指導部指導課)</p> <p>(3) 小・中学校の環境教育は、環境問題の多くは、人間によってもたらされるものであることに気付かせるため、環境への理解を深め、環境を大切にする心を育成するとともに、持続可能な循環型社会の実現を目指して、主体的に行動する実践的な態度や資質、能力を育成することをねらいとして、行っています。</p> <p>小・中学校における環境教育は、学校における全ての教育活動を通して、行われておりますが、特に、「環境にやさしい消費行動」としては、小学校の家庭、中学校の技術・家庭において、エネルギー資源を無駄に使わない暮らし方や、環境のことを考えた生活について学習しています。また、社会や理科においては、地球温暖化、ごみ問題など環境問題についての原因やメカニズム、対応策を学習しています。</p> <p>県といたしましては、今後とも、児童・生徒に環境を大切にする心を育成するとともに、環境保全やよりよい環境の創造のための主体的な行動ができるよう、環境防災部等の関係部局とも連携を図りながら、各学校の環境教育の一層の充実に努めてまいります。</p>	<p>- B</p> <p>環境教育の内容を確認し、今後の対応を検討する。</p>
<p>・福祉・社会保障政策</p> <p>1. 埼玉県介護サービス振興支援融資制度における埼玉県信用保証協会の保証対象にNPO法人を含めること</p> <p><要請の根拠></p> <p>介護保険制度が施行されてから2年、在宅介護から24時間サービスが受けられる施設志向が高まり、特別養護老人ホームへの入所に待機者が急増して社会問題化している。今後、大規模福祉施設の設立は経済情勢等の関係から難しくなると予想され、代わって痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)の設立促進がますます必要とされてくる。特に地域に密着したグループホームの設立を促進することが必要となってきた。そのためには、非営利事業の団体であるNPO法人を健全育成することが重要となっている。</p> <p>埼玉県内における介護保険の指定居宅サービス事業者、指定介護支援事業者への資金融資である埼玉県介護サービス支援融資の融資利率は、固定金利(長期プライムレートの3分の1を目安)となっている。融資にあたっては、埼玉県信用保証協会の審査が</p>	<p>(健康福祉部介護保険課)</p> <p>振興支援融資制度では、担保及び保証に関する融資条件について「信用保証協会を利用する場合には、協会、取扱金融機関及び利用者との協議により、これ以外の場合には、取扱金融機関と利用者との協議による」と定めており、信用保証協会の保証を義務付けてはならず、NPO法人に対して融資を行った実績があります。</p> <p>信用保証協会は、中小企業者の金融の円滑化という目的からNPO法人や学校法人、民法上の公益法人について全ての融資を保証対象にしていないことから、この融資についてNPO法人を保証対象にするためには関係法令等の改正が必要になると考えられ、ご要望に沿うことは難しい状況です。</p>	<p>× - B</p> <p>埼玉県独自では、信用保証協会の融資制度の改善はできないことから、連合本部と連携して国に対して要請する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>必要となることがある。</p> <p>しかし、埼玉県信用保証協会の保証対象者として、営利を目的とする企業や社会福祉法人は制度を利用できるが、NPO法人は保証対象となっていない。福祉関連のNPO法人は、埼玉県信用保証協会の利用ができず介護サービス振興支援融資より高い利率で、他の融資制度からの融資を受けているのが実態である。</p>		
<p>・食料・農林・水産政策</p> <p>1. 農業の活性化を図り、安心・安全でフレッシュな県産農産物の供給に努めるとともに、県産農産物の更なる消費拡大を追求する立場から以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 県産農産物における流通経路および時間を短縮し、生産コスト・流通コストを軽減させ、消費者に安心・安全でフレッシュな県産農産物を提供するとともに、県産農産物の更なる消費拡大を図り、農業を活性化させるシステムを構築すること。</p> <p>(2) スーパーマーケットなどでの地元農産物コーナーの充実、生産者と消費者を直結する流通ルート開拓などを旨とするため、新たに7月24日発足した「『いつでもどこでも埼玉産』地産地消推進協議会」に勤労者団体の代表を加えること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>県産農産物については、仲買・小売業者などを通して一般消費者に届いているが、中間業者が入ることにより、農産物の価格が高くなる。流通経路を短縮することにより、価格が安く設定できる。したがって、中間業者を省くことにより、生産者は価格を押し込まれることなく、消費者はより低価格で購入することができる。県では、「埼玉フレッシュ農産物の生産・販売促進」と銘打ち「6時間流通」の促進を図ることとあわせ、地元商工会・スーパーマーケットと連携し、生産者から消費者まで直接届くようなシステム（真に県民のための直売所の新設等）も考える必要がある。</p> <p>また、消費者側の意識として、「見た目のきれいさと安さ」を追い求める傾向がある。そのため生産者側として、野菜などの栽培コストがかかるとともに、農薬なども使用せざるを得ない現状にある。より安心して安全な県産農産物を追求する立場から、県民（生産者・消費者）および、様々な加工・流通・販売等の中間業</p>	<p>(農林部地産地消推進室)</p> <p>(1) 地産地消を推進することが、まさに流通コストの低減や安心・安全でフレッシュな県産農産物の提供につながりますことから、今後とも、直売方式の拡大や学校給食への地場産農産物の供給など消費者の方々と生産者の方々と直結する多様な流通ルートの支援を行うとともに、有機100倍運動の展開による減農薬・減化学肥料栽培やこだわり6時間流通促進事業などを活用し、あわせて、規格の簡素化やコンテナ利用、流通経路の短縮を進めることにより、安全・安心、新鮮な県産農産物を低コストで流通するシステム作りを支援して参ります。</p> <p>このような、新たな流通経路の開拓を進めますとともに、生産者と、消費者、流通・加工・販売業者、外食産業等実需者が連携関係を築き、一体となって県民運動として地産地消を進めることにより、消費者や実需者の多様なニーズに対応しつつ加工品開発など新需要開拓を進め、地域や農業の活性化を図って参ります。</p> <p>(2) 「『いつでもどこでも埼玉産』地産地消推進協議会」は、「地産地消」を持続的に進めていく上で、生産者、消費者、流通・加工業者等様々な立場の方々が、それぞれ創意工夫を生かしながら、自主的主体的に取り組んでいただくこととして組織構成しておりますので、いろいろな機会に、ご意見やご提言をいただきながら、県民運動として進めてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、地産地消に取り組もうという個人や団体等が参加し、ホームペー ジや交流活動等を通じて連携の輪を広げる「いつでもどこでも埼玉産ネットワーク」を10月に立ち上げたところです。多くの皆さまの参加により「地産地消」運動を幅広く展開していきたいと考えております。</p>	<p>- A</p> <p>県の考え方ならびに施策については、理解できるものであり、本要請は完了とする。</p> <p>なお、今後は、「地産地消」運動等に対し、労働組合の立場や一消費者の立場から協力していくための運動展開が必要と考える。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>者などの声を反映させる場として発足した、「『いつでもどこでも埼玉産』地産地消推進協議会」に勤労者団体の代表を加え、より一層、農業、流通の活性化と県産農産物の消費拡大を図る必要がある。</p>		
<p>・教育政策 1. 地域に開かれた学校づくりを推進するため、県内全ての公立小学校、中学校、高等学校等に「学校評議員制度」を導入すること。また、導入の際、評議員の人選については公平性が重要であることから、一部公募制と各団体からの併用選出とし、偏りがないように配慮すること。 <要請の根拠> 2000年（平成12年）1月の学校教育法施行規則の改正により、国で初めての地域住民参加の仕組みとして学校評議員制度が導入された。 埼玉県でも県内小中学校の約半数が学校評議員制度を導入済みである。さらに2001年（平成13年）度から県立高校10校を研究推進校として指定し実践研究の成果を踏まえ、管理規則等を改正し2002年（平成14年）度から本格実施することとなっている。 学校評議員の選出については、学校長が、地域や学校の実情、さまざまな学校における課題等を考慮し、できる限り幅広い分野からの人選で、偏りのないように配慮することが望ましい。</p>	<p>（教育局生涯学習部市町村教育課） 学校評議員制度は、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進し、地域社会と一体になって、学校が抱えるさまざまな教育課題に対処する上で、その役割が期待されている制度です。 本制度の導入につきましては、制度の趣旨を踏まえ、学校や地域の実情等を総合的に考慮して、教育委員会や学校（校長）が判断することになりますが、県内市町村では、着実な広がりを見せ、平成14年8月1日現在の市町村立小・中学校では、全校導入が53市町村、一部導入が6市町あり、導入率は65.6%、学校数では、905校で、導入率は72.2%となっております。これらの結果を各種会議で示しながら、未設置の市町村に対して導入を働きかけてまいります。 また、学校評議員の人選については、資格が求められるものではありませんが以下のような観点からできるだけ幅広い分野から委嘱することが望まれています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育や青少年の育成に関して理解と識見を有していること。 ・学校運営に対して積極的な支援・協力が得られこと。 ・学校（校長）として意見を求めたい内容に関し、適切な意見や協力が得られること。 <p>県内市町村の人選の職種としては、多い順に、保護者、自治会等関係者、社会福祉施設団体関係者、社会教育団体関係者、学識経験者、企業関係者、同窓会関係者、その他の順となっております。 人選については、関係団体の代表を充て職とするような機械的、固定的な人選としたり、特定の党派や団体、地域に偏ったりしないよう留意する必要がありますが、一部公募制と各団体から併用選任にするか否かについては、教育委員会や学校（校長）が制度の趣旨に沿って判断することとなります。 一部公募制については、実態調査はしていませんが、県内では越谷市が導入していると聞いております。</p>	<p>- B</p> <p>現状では、学校評議員制度の導入については順次拡大が図られている。 開かれた学校づくりの一翼を担う学校評議員制度自体の問題点も出されていることから見直しを含め検討する必要がある。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
	<p>(教育局指導部高校教育局)</p> <p>本制度の導入につきましては、平成13年度に、県立学校10校(高校8校・ろう・養護学校2)を研究推進校に指定し、実践研究を行いました。</p> <p>14年度は、研究推進校に新たに10校を加えた20校(高校17、盲・ろう・養護学校3)に導入(導入率は10.8%)いたしました。</p> <p>15年度には40校、16年度には80校と順次拡大し、18年度には全校導入を目指しております。</p> <p>学校評議員につきましては、校長が推薦し教育委員会が委嘱することと定めております。</p> <p>その人選に当たっては、教育に関する理解と識見を有することを要件として、保護者や学識経験者、地域や産業界等で活躍している人など、幅広い分野から選出することになっております。</p> <p>各学校におきましても、この趣旨を踏まえ、アンケートの実施や職員から情報提供を求める等、広く意見を聞き、公平に幅広い分野の各団体から選出し、偏りがないように配慮しております。</p>	
<p>2. 不登校やいじめ問題の増加傾向に歯止めをかけるため、さわやか相談員の公立中学校全校配置を復活させること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>不登校やいじめは近年増加傾向にあり、深刻な問題となっている。この傾向に歯止めをかけるため、県では、全国に先がけ「さわやか相談員」を1996年(平成8年)度から配置を進め、1999年(平成11年)度には県内のすべての公立中学校(422校)に完全配置した。この間、1999年度30万3千件、2000年度32万6千件、2001年度36万4千件と、多くの相談件数が寄せられ、大きな成果を得た。しかし、県の財政難などを理由に2002年度から5年間で84名の相談員削減計画が出され、本年度は17名が削減された。そのため相談員を削減された中学校では、市民ボランティアや地域教育相談員を市独自で配置し、「さわやか相談員」体制を維持している。</p> <p>このことは、各市町村が、将来の日本を担う人材を育成する上で、「さわやか相談員」体制が大変重要な事業であると認めている現れである。生徒や保護者などが、いつでも気軽に相談できる体制の維持が求められている。</p>	<p>(教育局指導部生徒指導室)</p> <p>さわやか相談員については、平成14年度から市町村ごとに一定数を配当し、具体的な配置校や配置内容については、市町村の裁量としたところです(従来は県による学校ごとの配置)。</p> <p>なお、市町村ごとの配当数については、厳しい財政状況から中学校数を下回る配当となっておりますが、特に深刻な不登校の状況をふまえ、さわやか相談員に加え、平成13年度から配置を開始したスクールカウンセラーの充実や体験活動の充実などに加え、不登校対策に特化した新たな非常勤職員を埼玉県緊急雇用創出基金を活用して実施する方向で検討しております。</p>	<p>- B</p> <p>スクールカウンセラーの充実、不登校対策などの新たな施策については、一部前進しているが、生徒に一番身近なさわやか相談員が減っていくという面では、今後、対応を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>3 . 社会での色覚問題解決を図る環境整備のため、学校教育において「色覚問題に関する指導の手引き」に基づき指導を徹底すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>色覚の特性を持った人は、普通の生活に特段変わったことはないが、結婚、就職などに際し社会の誤解、無理解から問題が発生することがある。また、原因は遺伝によるもので、日本人の男性の20人に1人、女性の500人に1人の割合で、およそ全国に300万人以上にのぼる。</p> <p>色覚問題解決のため、文部科学省で「色覚問題に関する指導の手引き(平成元年)」が作られたが、配布については、学校長・教頭・養護教員のための配布のため、全教職員に配布されていないことから、色覚問題に関する指導が徹底されていない現状にある。したがって、公私立小学校・中学校・高等学校の全教職員に配布し、「色覚問題」の意識の高揚につなげることが重要である。</p>	<p>(教育局生涯学習部健康教育課)</p> <p>学校保健法施行規則の一部改正に伴い、平成15年4月1日より色覚の検査を必須の項目から削除することとなっております。</p> <p>文部科学省の説明によると、平成14年度中に学校における色覚異常を有する児童生徒への配慮についてまとめた手引き書を新たに作成し、全教職員へ配布予定でございます。</p>	<p>- A</p> <p>色覚検査を必須項目から削除することや手引き書の作成・配布により環境整備が進むと考える。</p> <p>今後、教職員への徹底がはかられているか確認が必要。</p>
<p>・男女平等政策</p> <p>1 . 埼玉県男女共同参画推進条例第9条第2項の趣旨に基づき、速やかに公立高等学校の共学化の推進を図ること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>21世紀の社会において、世界各国との協調性を図りながら、豊かで明るい活力ある社会を築いていくためには、男女を問わずそれぞれの能力を十分に発揮し、男女がともに責任と義務を負いながら社会に参画していくことが求められている。このため、21世紀を担う青少年には、あらゆる教育活動を通して、男女共同参画社会に生きる意識や態度を身につけていく必要がある。</p> <p>埼玉県は他都道府県に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」を2000年(平成12年)4月に施行、推進している。一方、埼玉県の公立別学高校は、男子校5校、女子校は市立も含めると11校、合計16校ある。県教育委員会は、県苦情処理機関から、県内の公立高校の共学化を実現するよう勧告されていることを踏まえ、早急な公立高校の男女共学化を推進することが望まれる。</p>	<p>(教育局指導部高校教育課)</p> <p>本年3月に条例に基づく男女共同参画苦情処理委員から、男女共学化をすべきとの勧告が出されておりますが、その後、県民の皆様からは共学化に対して、賛否両面から様々な御意見をいただいております。</p> <p>男女別学の学校は、それぞれ独自の校風と特色があり、生徒や保護者からも学校を選ぶ際の選択肢の一つとして高く評価されておりますことから、それぞれの学校の共学化につきましては、卒業生、PTAを含めた学校関係者や地域の方々の御意見を十分に踏まえる必要があると考えておりますので、学校ごとに十分時間をかけて対応してまいりたいと考えております。</p> <p>県教育局といたしましては、学校教育のあらゆる場面で、男女共同参画を推進する観点から教育が行われることは必要なことと考えております。</p> <p>男女共学につきましては、教育の機会均等などの趣旨から意義あることと考えておまして、いわゆる新設校につきましては、すべて共学にするとともに、学科再編など、学校の枠組みが大きく変わるときなどには、学校関係者や地域の意向を踏まえながら、共学化を進めてきたところでございます。</p> <p>例えば、常盤女子高校は、これまで看護婦養成課程の学校でしたけ</p>	<p>- B</p> <p>埼玉県男女共同参画苦情処理委員からの勧告に対し、県教育委員会は、当面、現状を維持するとし、早期に共学化を実現するという結論には至らなかったものの、共学を否定するものではない。</p> <p>男女共同参画社会の実現に向けて、欠くことのできない教育分野でもあることから、今後も引き続き状況を確認し検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
	<p>れども、本県唯一の看護師養成課程の学校として、男子にも門戸を開くべきとの学校関係者や地域からの要望を受けて、平成15年度から常盤高校と校名を変更して、男女共学にすることといたしました。</p> <p>なお、別学高校の状況を把握するため、当該高校の校長から聞き取り調査を行うとともに、中学校関係者の意向を把握するため、県内すべての公立中学校長にアンケート調査を実施したところでございます。</p>	
<p>2. 待機児童の解消の一環として、送迎保育ステーション事業の拡大を図ること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>送迎が困難な保護者に代わり、保育所までの送迎を行なう送迎保育ステーション事業を本年度は3か所3300万円の予算で事業展開される。この事業の優れている点は、児童を送迎することにより、入所希望者の多い保育所と少ない保育所のアンバランス、および待機児童を解消することができる。また、現在ある保育所の有効活用ができ保護者にとっては利便性の高い事業である。</p>	<p>(健康福祉部こども家庭課)</p> <p>送迎保育ステーション事業につきましては、市町村における保育需要等の状況を確認しながら、平成15年度以降におきましても、事業への積極的な取組を引き続き支援してまいりたいと存じます。</p>	<p>- B</p> <p>送迎保育ステーションの設置により待機児童の解消が図られてきているが、十分ではない。今後、引き続き様々な手法による保育所の整備をふまえ、再要請を検討。</p>
<p>・資源・エネルギー政策</p> <p>1. 雨水利用等により水資源の有効利用を図り、循環型社会の構築を図るため以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 総合計画、防災計画、環境計画等に雨水利用を位置づけること。</p> <p>(2) 公共施設を新設する場合は、厳しい財政下ではあるが、積極的に雨水利用を導入し、既設についても可能な限り雨水利用を進めること。</p> <p>(3) 雨水利用に対する助成金制度を新設すること。</p> <p>(4) 21世紀を担う子どもたちに雨水利用の環境教育を実施すること。</p> <p>(5) 行政と県民、事業者が一体となった雨水利用推進体制を確立すること。</p> <p>(6) 雨水利用とあわせ、雑用水や下水処理水(高度処理水)の有効利用を図ること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>雨水利用は、水資源の有効利用を図るとともに、下水道の負担を軽減し公共用水域の水質の保全に寄与するだけでなく、都市型</p>	<p>(総合政策部改革政策局)</p> <p>(1) 平成14年度を初年度とする彩の国5か年計画21においては、施策名「持続的な水利用システムづくり」の中で、雨水等の有効活用を積極的に進めることとしたところであり、また、平成12年度から平成22年度を計画期間とする埼玉県環境基本計画においても、雨水を利用する施設の整備を促進するとしております。さらに、県が実施する公共事業における環境配慮事項を定めた「埼玉県環境配慮方針～公共事業関連～」においても、建物をつくる際には、資源の有効利用を進めるとの観点から、雨水利用システム導入について努めることとしております。</p> <p>これらの方針ののっとり、さいたま新都心では既に雑用水への雨水利用が行われておりますし、また、新武道館など新たな施設の整備に当たっては雨水利用に留意しているところです。さらに、埼玉スタジアム2002には、防災拠点としても活用できるよう貯水槽が整備されており、災害時には、雨水が利用できるようになっております。</p>	<p>- A</p> <p>県の考え方ならびに施策については、理解できるものであるため、本要請は完了とする。</p> <p>なお、今後、世界的に水問題が深刻化すると言われており、雨水利用等の水問題については、引き続き注目して行きたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>洪水対策にも一翼を担うものである。</p> <p>従来の街づくりは、雨水をいかに排除するか、「余計な水は、早く、まっすぐ流す」という考えであったが、21世紀の街づくりは雨と共生し、地域の水循環を回復させ、「水は、ゆっくりと、人々と何度も触れ合いながら流れていく」環境共生の街づくりを進めていくことが大切である。</p> <p>地球上のたった1%と言われる淡水を有効利用するために、埼玉県に降る雨を貴重な「自前の水源」として生活雑用水に積極的に活用するべきである。</p>	<p>(総合政策部土地水政策課)</p> <p>(2) 庁内に設置している各種の会議において、雨水利用など水資源の有効利用について、県・市町村・民間の事業者に要請し、現在までに、さいたまスタジアム2002や県立大学など新設の公共施設や、既設の学校などにおいて利用を進めてまいりました。</p> <p>今後も、関係各部の連携を図り、循環型社会の構築のため、施策の総合的な展開に努めてまいります。</p> <p>(県土整備部住宅課)</p> <p>(2) 公共施設における雨水利用については、樹木への散水や、トイレの洗浄水に利用することが考えられます。</p> <p>県営住宅での事例としては、地下に雨水貯留槽を設け、屋根に降った雨水を花壇や樹木への散水に利用したものがああります。</p> <p>トイレの洗浄水への利用については、使用水量が全体戸数を賅えないことや、水質の観点から、誤飲防止対策、手洗い付きロータンク便器が使用できないこと、また、管理面ではメンテナンス費用が入居者への負担になるなど課題があり、実現されてはおりません。</p> <p>県営住宅の整備にあたっては、太陽光発電の新エネルギーの導入、省エネルギー化に努めるなど、今後とも、環境に配慮を行いながら進めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、さいたまスーパーアリーナは、平成12年の完成後、総使用水量のうち約2割は雨水を利用してまいりましたが、今後も可能な限り雨水の利用を図ってまいります。</p> <p>(総合政策部土地水政策課)</p> <p>(3) 雨水利用に対する助成制度として、『彩の国の家住まいるローン』(県土整備部)や『彩の国環境創造資金融資』(環境防災部)があります。</p> <p>また、県内の川越市、川口市、所沢市など17の市町では雨水利用に係る助成制度があります。</p> <p>雨水利用については、水道利用に比べ、一般的にコストが高くなるなどの課題があり普及促進の妨げとなっておりますので、雨水利用等促進のため制度等の充実等について国に要望しております。</p>	

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
	<p>(教育局指導部指導課)</p> <p>(4) 雨水利用につきましては、家庭科や社会科の授業で扱っております。今後も資源の有効利用について指導してまいります。川越市立霞ヶ関北小学校など、新たに改修工事等を行った校舎には、雨水利用の設備を設置している学校があります。また、大規模な施設を設けなくとも、雨水を貯めるタンクを設け、花壇の水やりなどに利用している学校もあり、環境を意識した取組が行われています。</p> <p>さらに、小学校社会では、雨水を利用している「国技館」を紹介し、環境へ配慮した水とくらしを扱った学習も行われています。</p> <p>(参考)</p> <p>教科書にみる環境教育に関する主な学習</p> <p>小学校 <家庭></p> <p>5年「見つけようくらし方と環境とのかかわり」 騒音や排水、ごみ等についてくらし方とのかかわりを考える。</p> <p>「身の回りのものや住まいを気持ちよく整えよう」 ごみの始末と不用品の活用の仕方を考える。</p> <p>6年「快適に過ごす方法を考えよう」 電気やガスなどのエネルギー資源を無駄に使わないくらし方を考える。</p> <p>「住みよい生活環境を考えよう」 騒音やごみ、水の節約・排水、緑化など、自分だけでなく地域の人人と一緒に快適にくらすための工夫や自分のできることを考える。</p> <p>中学校 <技術・家庭></p> <p>(技術) ・環境や資源、エネルギーと技術 ・製品を長く使う - くらし方と環境 ・進化する自動車 - クリーンなエンジンの開発 ・省エネルギー、リサイクルと新技術 ・使用済みコンピュータとゴミ</p> <p>(家庭) ・わたしの消費・環境 ・環境のことを考えた生活をしよう</p>	

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
	<p>小学校 < 社会 > 5年「環境にやさしい水田のひみつ」 環境保全の観点から水田の意味を考える。</p> <p>中学校 < 社会（地理） > ・地球にやさしいものづくり</p> <p>小学校 < 理科 > 6年「人とかんきょう」 空気、水、植物と人とのかかわりの資料を通して、環境保全について考え、話し合う。</p> <p>中学校 < 理科 > ・酸性雨 ・ごみの分別回収 ・新素材とわたしたちの生活</p> <p>（総合政策部土地水政策課） （5）庁内の検討委員会により、雨水利用の促進や県民・事業所に対する普及啓発に関する検討を進めてまいりました。 今後も、県民に対し、広報紙やホームページなどによる雨水利用に重点を置いた啓発を行うとともに、県や市町村の助成制度について周知を図り、社会科副読本などによる児童・生徒への理解の促進及び会議等による市町村に対する取組の強化を図りまして、雨水利用の促進が図られますよう努めてまいります。</p> <p>（県土整備部下水道課） （6）川越市・所沢市・狭山市・入間市を流下する一級河川不老川へ、河川浄化用水として、川越浄化プラント高度処理施設から約13Km上流へ高度処理水を送水しております。 また、循環型社会の形成を目指す下水道として、処理水など、資源エネルギーの有効利用として、さいたま新都心へトイレ用水として送水し再利用を図っております。 今後、さらに豊かな水環境と快適な都市を支える下水道として、処理水の有効利用促進にむけ総合的に取り組んで参りたい。</p>	